

2 個別取組プランの作成と実践

個別取組プランは、個々の児童生徒に対して必要な取組を学校の実情に即して行うために、学校が立案し、保護者と協議して作成するものです。

<実践までの流れ>

①配慮や管理が必要な児童生徒等の把握
(A) 新入学児童生徒については、就学時健康診断及び入学説明会等の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るように促す。(様式1) (B) 在学児童生徒については、進級時保健調査票等により把握し、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るように促す。
②対象となる児童生徒等の保護者への学校生活管理指導表の配付
○(A)により申し出があった場合には、保護者に学校生活管理指導表を配付し、入学予定校への提出を依頼する。 ※保護者からのヒアリングにおいて、主治医が学校での取組を必要としないと判断した場合や家庭で管理を行っていない場合は、原則として提出の対象外とする。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に学校生活管理指導表の提出を依頼する。
③主治医が学校生活管理指導表に記入し、保護者が学校へ提出 保護者面談1回目：個別取組プラン作成に向けて
○保護者の希望を聞くとともに、提出された学校生活管理指導表より、医師の診断と指導に基づいた対応の検討を行うことを保護者に伝える。(様式2) ○必要に応じて、さらに詳細な資料等の提出を保護者に依頼する。
④学校生活管理指導表に基づく校内での「個別取組プラン」の検討（校内対応委員会）
○アレルギー対応委員会を組織し、学校生活管理指導表に基づいた学校としての取組を検討し、「個別取組プラン（案）」を作成する。(様式3) ○担任と連携し、養護教諭（食物アレルギー：栄養教諭、学校栄養職員等）が中心となり、取組の実践にむけた準備を行う。 <ul style="list-style-type: none">・個々の児童生徒等の病型・症状等に応じた救急体制を確認する。（保護者・医療機関等との連携）・アレルギー取組対象児生徒等の一覧表を作成する。（個別取組プランとともに保管）
⑤保護者との面談2回目：「個別取組プラン」の決定に向けて
○「個別取組プラン（案）」について、保護者と協議し「個別取組プラン」を決定する。(様式2)(様式3)
⑥校内における教職員の共通理解
○教職員全員が個々の児童生徒等の「個別取組プラン」を確認し、緊急時に対応できるようにしておく。 ○「個別取組プラン」に基づく取組を実施する。取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。
⑦校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」での中間報告
○「個別取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ保護者と連絡を取りながら「個別取組プラン」を修正する。
⑧次年度に活用する学校生活管理指導表の配付等
○配慮や管理を要する児童生徒等の保護者に対し、次年度に活用する学校生活管理指導表を配付する。 <ul style="list-style-type: none">・症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理の必要な間は、毎年提出を求める。（大きな症状の変化があった場合はこの限りではない）